

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示

保健医療機関の指定(保険課)
 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)
 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

土地改良区の役員就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(十四件) (〃)

保安林の指定の解除予定(五件) (造林課)

土地収用法による事業の認定(二件) (管理課)

開発行為に関する工事の完了(四件) (都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

◇ 教 委 告 示
 鳥取県指定保護文化財の指定(文化課)

◇ 公 告
 自衛官の募集(消防防災課)

◇ 正 誤
 昭和六十二年十二月鳥取県告示第九百七十三号中訂正

昭和六十二年十二月鳥取県告示第九百九十八号中訂正

昭和六十二年十二月鳥取県告示第九百九十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第千十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
エフワン診療所	鳥取市吉成二丁目一四一―二	昭和六十二年十一月二十一日
田 中 医 院	米子市錦町二丁目七六	昭和六十二年十一月二十一日
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七一―八	昭和六十二年十一月十六日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目一三三	昭和六十二年十一月二十日
田中外科医院	西伯郡岸本町吉長五八―二	昭和六十二年十一月二十四日
荒木医院	境港市松ヶ枝町三七	昭和六十二年十一月二十一日

北 室 内 科 鳥取市西町三一一〇

昭和六十二年十一月二十
六日

鳥取県告示第千十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六―三	昭和六十二年十一月六日
イッシン薬局	米子市富士見町二丁目一二七	昭和六十二年十一月二日

鳥取県告示第千十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、

療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹花 務	鳥国医第三、六四四号	昭和六十二年十月七日
瀧川 孝子	鳥国医第三、六四七号	昭和六十二年十月八日
中川 充	鳥国医第三、六五一号	昭和六十二年十月十五日
穴田 玉輝	鳥国医第三、六五八号	昭和六十二年十月二十四日
川上 哲夫	鳥国医第三、六五九号	〃
深澤 義明	鳥国医第三、六六〇号	昭和六十二年十月二十九日
美津島 稜	鳥国医第三、六六二号	昭和六十二年十一月四日
岡本 久代	鳥国医第三、六六三号	〃
藤原 敏浩	鳥国医第三、六六四号	〃
岩下 和人	鳥国医第三、六六五号	〃

澤田清市	鳥国薬第六四九号	昭和六十二年十月二十九日
濱本洋子	鳥国薬第六五〇号	"
福西加余子	鳥国薬第六五一号	"
西山輝	鳥国薬第六五二号	"
西尾かおり	鳥国薬第六五三号	"
森下知子	鳥国薬第六五四号	"

鳥取県告示第千十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
松本歯科医院	鳥取市上魚町四九	昭和六十二年十一月十七日
有限会社加藤調剤薬局一本木店	倉吉市山根字一本木六三七一五	"

鳥取県告示第千十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	米田篤正	倉吉市富海六八九
"	和泉至計	" 七二五
"	牧田勇	" 六八八
"	藤田時男	" 三九
"	金田収	" 六二九
監事	藤原地弘	" 五八四
"	林明	" 二六九

昭和四十九年四月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	米田篤正	倉吉市富海六八九
"	林明	" 七三〇
"	仲村辰夫	" 六九四
"	藤田時男	" 三九
"	金田収	" 六二九

監事 和泉至計 〃 七二五

〃 前田武之丞 〃 五八六

昭和六十二年八月九日就任 任期四年

鳥取県告示第十七号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（金原）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内・宮の下）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十一号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十二号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）津ノ井地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十三号

西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北方地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十四号

淀江町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業中間（小波線農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十五号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十六号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（広岡）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十七号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十八号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十九号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取第二）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月二十六日から二十四日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二五の五五、七二五の五七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字蹴落五七九・五八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の三四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第千三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若荷谷字家向三四七の一四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口字波字坂ノ谷五四四・五四六・字大ヶ谷五五〇・
五五一の一・大字西字塚字北谷口七五六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村役場庁舎建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字日吉津地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉津村役場

鳥取県告示第千三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日吉津村

二 事業の種類

日吉津村中央公園建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字日吉津地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日吉津村役場

鳥取県告示第千三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十一月二十四日 鳥取県指令受都計三一二第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市服部字津浪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市服部字津浪五一二一一

有限会社三和石油

代表取締役 田中一夫

鳥取県告示第千三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年九月二十九日 鳥取県指令受都計三一二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市菖蒲字西海士

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳ろ六七四

中井健一

鳥取県告示第千四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十一月十一日 鳥取県指令受米土維第九百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字大沢三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原七九七

潮善十郎

鳥取県告示第千四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年十月二十六日 鳥取県指令受都計三一二第十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字甘草田西
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市車尾二七六一二
池口文彦

鳥取県告示第千四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から昭和七十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 昭和五十二年十二月十六日鳥取県告示第千三十九号及び昭和五十八年十月十四日鳥取県告示第八百八十六八号の事業地に東郷町大字長江字岸、字下敷手、字斉ノ前、字五反田、字前田、字上前田、

字上敷手、字石建、字菅ノ森、字押野、字平田、字菅原、字前溝、字中條屋敷、字五ノ坪、字六反田、字長泉寺、字下條屋敷、字砂田、字江尻、字上條屋敷、字茅崎、字勘屋、字上茅崎、字西沢、字惣治屋、字赤坂及び字長香寺、大字門田字長香寺、字天正、字尾長、字植木、字懸水、字前田、字屋敷、字才の神、字大室、字大藪及び字南、大字長和田字河原田、字出口、字護摩木、字隅田、字井ノ尻、字杖付、字二ノ屋敷、字津浪、字坂ノ下、字六万垣、字屋敷、字若宮、字坂根、字二ノ坂根、字同道横町及び字六反田、大字野花字西前田及び字西ノ上、大字引地字九品堂、字西村ノ内、字村ノ内、字引地、字東村ノ内、字頃木松、字戸奥及び字谷田、大字田畑字屋敷、字室木、字新屋敷、字室木ノ式及び字切崎、大字小鹿谷字秀尾、字隅田、字前田、字垣ノ内、字堤下、字前崎、字長峯、字御屋敷前、字御屋敷、字立脇、字松神谷及び字臼ヶ谷、大字国信字切崎、字井料、字村前、字下り、字屋敷及び字倉入並びに大字別所字倉入を加える。
使用の部分 変更なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

彫刻の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
木造狛犬	一对	三仏寺	東伯郡三朝町大字 三徳一〇一〇	東伯郡三朝町大字 三徳一〇一〇
木造狛犬	一对	湯谷部落	東伯郡三朝町大字 湯谷一三九	東伯郡三朝町大字 湯谷四九九
木造狛犬	一对	小鴨神社	倉吉市大宮三三	倉吉市大宮三三

工芸品の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
刀 無銘伝古伯 香物 附 銀造糸巻 太刀拵	一口	大神山神社	米子市尾高一〇二 五	米子市尾高一〇二 五

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、昭和62年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

昭和62年12月25日

鳥取県知事 西 尾 也 次

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
昭和63年1月1日から同年3月31日まで
- 3 試験期日
募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
(1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 4 試験場
鳥取市鍛冶町18—3
自衛隊鳥取地方連絡部
倉吉市山根字早見田540—1パーパルビル内
自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
米子市東町327古矢ビル内
- 5 採用予定月
募集期間中の毎月
- 6 その他
(1) 応募資格
採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上

上の学力を有し、かつ、自筆隊法（昭和29年法律第165号）第88条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

- (2) 試験科目
 - ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
 - イ 身体検査
 - ウ 口述試験
 - エ 適性検査

正 誤

昭和六十二年十二月鳥取県告示第九百七十三号（字の区域の変更について）に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。
一頁下段から六頁上段までの表（大字荘及び大字古市の字の区域の変更に係るもの）を削る。

昭和六十二年十二月鳥取県告示第九百九十八号（大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段

誤

六 上

有限会社フレッシュユハ
スワタナベ

フレッシュユハ
スワタナベ青木店

有限会社フ
ウスワタナ

正

フレッシュユハ

フレッシュユハ
スワタナベ青木店

昭和六十二年十二月鳥取県告示第九百九十九号（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 終わりから十 損及補償費 損失補償費